

令和8年第2回大玉村議会定例会会議録

第14日 令和8年3月16日（月曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1番 三瓶賢一	2番 欠 番	3番 渡邊初治
4番 菅原貴子	5番 渡邊啓子	6番 斎藤信一
7番 松本昇	8番 本多保夫	9番 佐原佐百合
10番 須藤軍蔵	11番 武田悦子	12番 館下憲一

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長	押山利一	副 村 長	武田正男
教 育 長	渡辺敏弘	総 務 部 長	橋本哲夫
住民福祉部長兼 福祉課長	安田春好	産業建設部長	渡辺雅彦
教 育 部 長	後藤隆	総 務 課 長	鈴木真一
企画財政課長	渡辺一樹	税 務 課 長	三瓶隆弘
住民生活課長	安田敏	保 健 課 長	町田弘江
産 業 課 長	藤田良男	建 設 課 長	遠藤義紀
参 事 兼 都市計画課長	杉原仁	参 事 兼 上下水道課長	伊藤寿夫
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	菊地美和	教 育 総 務 課 長	鈴木裕也
生涯学習課長	田辺将裕	農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐藤雅俊

4. 本会議案件は次のとおりである。

議案審議

質疑・討論・表決

議案第11号 令和7年度大玉村一般会計補正予算について
議案第12号 令和7年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について
議案第13号 令和7年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について
議案第14号 令和7年度大玉村介護保険特別会計補正予算について
議案第15号 令和7年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第24号 村道路線の廃止について
議案第25号 副村長の選任について
議案第26号 区長等の委嘱について
議案第27号 人権擁護委員候補者の推薦について

委員会付託事件（令和８年度予算議案）の委員長審査報告

委員会委員長審査報告に対する質疑

議案の討論・表決

議案第１６号から議案第２３号まで

- ①議案第１６号 令和８年度大玉村一般会計予算について
- ②議案第１７号 令和８年度大玉村国民健康保険特別会計予算について
- ③議案第１８号 令和８年度大玉村玉井財産区特別会計予算について
- ④議案第１９号 令和８年度大玉村土地取得特別会計予算について
- ⑤議案第２０号 令和８年度大玉村介護保険特別会計予算について
- ⑥議案第２１号 令和８年度大玉村後期高齢者医療特別会計予算について
- ⑦議案第２２号 令和８年度大玉村水道事業会計予算について
- ⑧議案第２３号 令和８年度大玉村農業集落排水事業会計予算について

委員長審査報告並びに審査報告に対する質疑・討論・表決

請願第１号 「最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書」の提出について

請願第２号 「院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書」の提出について

陳情第１号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について

陳情第２号 全国学力・学習状況調査の悉皆実施中止を求める意見書送付を求める陳情

陳情第３号 東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情

閉会中の継続調査申出について

（１）議会運営委員会

追加議案審議

議案第２８号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第２９号 区長代理の委嘱について

議員発議第１号 大玉村議会基本条例の一部を改正する条例について

議員発議第２号 議会広報編集特別委員会廃止に関する決議について

議員発議第３号 議会広報広聴特別委員会設置に関する決議について

議員発議第４号 最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書について

議員発議第５号 院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書について

議員発議第6号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について

安達地方広域行政組合議会議員の選挙

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、佐藤光一郎、牧野敏雄

会 議 の 経 過

○議長（館下憲一） おはようございます。ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は11名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

教育総務課長、鈴木裕也君から欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（館下憲一） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇ ◇ ◇

○議長（館下憲一） 日程第1、議案第11号「令和7年度大玉村一般会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。10番。

○10番（須藤軍蔵） 40から41ページの堆肥センターの運営についてですけれども、屋根工事としての500万円ということですが、たしか去年の9月だったか、1,500万円だけ計上したような気がするんですけれども、それと合わせてこの金額になるのか。

それから、それとの関わりで、6ページの繰越明許ありますよね、款6の農林水産業費の。この堆肥センター修繕の2,300万円ちょいですか、とこれは全く別なものなのかどうかの整理ですね、この予算増の。その合わせた補正予算との関係。

それから、議案調査の際もお願いしていたんですけれども、この屋根材はどういうものかを考えているんだかということ調べておいてねというお話をしていたので。それと、あと耐用年数かい。あれの周期が、どうしてもああいうものはやらないとできないんで、耐用年数というのはどんなふうになるんだか。3年、5年でなくなっちゃったんでは大変なので、そこら辺の屋根材と耐用年数等々について含めてお尋ねをしたいと思います。お願いします。

○議長（館下憲一） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 10番議員さんにお答えいたします。

41ページ、堆肥センターの工事関係でございます。

こちら500万円につきましては、議員さんお見込みのとおり、9月に補正した1,000万円に上乗せをして、1,500万円として工事をするものでございます。あわせて、工事、議会議決後の発注が年度内では困難であるために、こちら全額を繰越しをして次年度で実施する予定となっております。

また、6ページの繰越明許費の中に、6番農林水産業の堆肥センター施設修繕事業、これ2,300万円ほどございます。この中身でございますが、今ほどの屋根の工事に関するものが1,500万円、残りの730万円につきましては、堆肥センターの攪拌機の修繕も9月で出しておりまして、こちらについて実施を年度内に予定してお

ったんですが、堆肥センターの仕事が忙しくなりまして、長期間、攪拌機を空けることができないということで、こちらの5月くらいをめぐりに実施するというので、繰越しをするものでございます。そのための1,500万円のほかの、から増えまして2,300万円ということで、こちら計上してございます。

また、屋根材が何かということですが、ガルバリウム鋼板というものでございまして、村で通常多く使われている、民間の家にも使われていますし、浄化センターとかでも村では使ってございます。こちら、アルミに亜鉛のメッキをした非常に腐食に強い鋼板でありますので、耐用年数につきましては、おおむね通常の使用だと20年から25年ではないかということですが、ただ、こちら、使う場所が堆肥舎でございますので、アンモニアが発生する中での使用でございますので、耐用年数につきましては、おおむね半分ぐらいの10年から15年程度にはなるのではないかとこのところでございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） ほかにございせんか。6番。

○6番（斎藤信一） 27ページの総務費の24積立金のほうで、みらい人材定着奨学金積立金とありますが、ちょっと詳しく、以前にも話もさせてもらったんですけども、お願いいたします。

それと、さっきの堆肥センターの件なんですけれども、村の施設を建ててから屋根駄目になるまで置くと思うんですけども、以前もいろいろお話出たんですけども、塗装とかという修繕という計画とかは一切やっぱり考えないんですかね。いよいよになって、塗装で補修できないくらいになって、屋根を替えるとかというふうになってしまうんですか。その途中でやっぱり長期間使えるような修繕する計画とかは考えないんでしょうか、お尋ねします。

○議長（館下憲一） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡辺一樹） 6番議員さんにお答えいたします。

27ページ、2、1、9積立金のおおたまみらい人材定着奨学金基金積立金ですが、こちら関東在住の方から1,000万円寄附をいただきまして、そちらの1,000万円に合わせて、ふるさと応援基金、こちらのほうから1,000万円取崩ししまして合計2,000万円の積立てとなっております。令和8年度に詳細の具体的にどういった奨学金制度にしようかということで、こちら打合せを行いながら、令和9年度から実施するための基金積立てとなっております。

以上です。

○議長（館下憲一） 村長。

○村長（押山利一） 6番議員さんにお答えします。

41ページ、堆肥センターについてです。

大分、毎年2,000万円も3,000万円もかかるということで、堆肥センターについてはどうするかということはおかねて検討してまいりましたが、今回、公共施設等検討委員会、そこで公共施設の在り方について一般の村民の方の代表の方に意見を

聞いて方針を決めたいということで、1回目の会議を12月に開いて、次回は詳細の資料等を作成して5月に2回目を開催する予定であります。その中で、堆肥センターについても早い時期に検討をするということにしております。

堆肥センターには運営協議会がありますので、運営協議会のほうにお話ししましたのは、まずは廃止すると。自分で堆肥を処理している方もかなりおられますので、1つは廃止をします。もう一つは、お金がかかっても今のものを修繕しながら続けていくと。それから、3つ目は新しく造ると。この3つの方法で、それぞれどの程度の予算がかかるのか、可能性はあるのかということ資料を作って検討委員会の中でも検討して、最終的には村のほうで、堆肥の皆さん搬入している方、使っている方たちの意見を聞きながら方針を定めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（館下憲一） ほかにございませんか。11番。

○11番（武田悦子） 27ページ、企画費の中の⑦再エネアグリプロジェクト、補正でピーカンナッツの実証栽培ということが上がってございますが、できるところからこれについても進めていくというお話でした。

このピーカンナッツをどのように栽培して誰が管理をするのか、あわせて、これ以外について何かできることというふうにして考えていらっしゃる方がいるのであれば伺いたいと思います。

29ページ、総務費の中の②防犯対策に要する経費です。防犯カメラ、これは個人のお宅に対する防犯カメラかなというふうにも思いますが、公共施設、庁舎も含めた公共施設等々の防犯カメラ、特に今結構、車上荒らしとか、そういう犯罪も起きているのかな、そうしたときに駐車場等々の防犯カメラというのも必要になってくるのかなというふうに思っておりますので、その点についてどういう考えなのか伺いたいと思います。

○議長（館下憲一） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんにお答えします。

再エネアグリプロジェクト、ピーカンナッツについては担当課長のほうから答弁をさせますが、今後の展開について、スモールスタートということでお話をさせていただきました。

トータルでできた計画を見ますと、壮大なものの基本構想ができたわけですが、これを一度にやっていくことは無理だということと、それからあと財源をどうするかということで大分探しましたが、これだけ再エネ、そして農福連携を言われている中で、財源が補助金等はほとんどないんですね。

ですから、企業版のふるさと納税、国の認可は受けておりますので、企業版のふるさと納税をやっていくということですが、これもそう簡単なことではないので、まずはピーカンナッツから始めて、それから再エネ、一番可能性があるのは地中熱かなということもありますし、日大のほうでも新たな地中熱の利用のイチゴ栽培についての、従来のエネルギーの3分の1ぐらいでできるというような実証研究も始まってお

りますので、そういうものも含めながら、あと太陽光もペロブスカイト、軽量の、こういうものをハウスの上に載けるといような手もありますので、そういう情報等も踏まえながら、急がずにやってまいりたいと。まずは財源を見つけるということから進めていきたいというふうに考えています。

そして、そのまま基本構想のまま実現するのが少し難しい内容もありますので、新たな方法も加えるということで、これも検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（館下憲一） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡辺一樹） 11番議員さんにお答えいたします。

ピーカンナッツの管理方法なんですけど、3月に植栽をしまして、3年から4年後に実をつける、そういうことになってございます。それで、福大の教授のほうからも意見を結構通ってお聞きしてございます。また、あと農業普及所ですか、そういった方たちとも協力しながら、あと農業振興公社、こちらのほうの協力を仰ぎながら管理していきたいと思っております。

農福連携、こちら障がい者施設なんですけど、こちら植樹は障がい者施設にも協力をいただきますが、あと管理、剪定作業とかはちょっとなかなか難しいということで、実をつけましたらば、そちらの皮むき作業ですとか、あと3年、4年のうちに販路のほう、こちらのほうもいろいろ検討しながら開拓していきたいと思っております。

以上です。

○議長（館下憲一） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田 敏） 11番議員さんにお答えします。

29ページ、防犯カメラに関するご質問ですけれども、議員さんおっしゃるとおり、今回の補助につきましては、個人が設置する防犯カメラの補助金を計上しております。公共施設に関する防犯カメラにつきましては、村内、教育関係、あとふれあいセンター等いろいろありますので、関係機関とちょっと協議しまして、どういうのが設置可能かどうかも含め、内部で検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（館下憲一） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思っております。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(館下憲一) 日程第2、議案第12号「令和7年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(館下憲一) 日程第3、議案第13号「令和7年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(館下憲一) 日程第4、議案第14号「令和7年度大玉村介護保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第14号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(館下憲一) 日程第5、議案第15号「令和7年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(館下憲一) 日程第6、議案第24号「村道路線の廃止について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第24号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(館下憲一) 日程第7、議案第25号「副村長の選任について」を議題といたします。

質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第25号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで、副村長に選任の同意がされました菅野大佑さんより挨拶をいただきます。

議事の都合上、暫時休議いたします。

(午前10時20分)

◇

◇

◇

○議長(館下憲一) 再開いたします。

(午前10時22分)

◇

◇

◇

○議長(館下憲一) 日程第8、議案第26号「区長等の委嘱について」を議題といたします。

質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第26号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◇ ◇ ◇

○議長（館下憲一） 日程第9、議案第27号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第27号を採決いたします。

本案を推薦することに異議なしと決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり推薦することに異議なしと決定されました。

◇ ◇ ◇

○議長（館下憲一） ここで、資料を当局に配付させます。（資料 配付）

当局で配付漏れございませんか。（なし）

日程第10、議案第16号「令和8年度大玉村一般会計予算について」から議案第23号「令和8年度大玉村農業集落排水事業会計予算について」までを一括議題といたします。

これより付託した予算審査特別委員会委員長から審査結果の報告を求めます。4番。

○予算審査特別委員会委員長（菅原貴子） 予算審査特別委員会報告。

議長の命により、予算審査特別委員会の審査結果を報告いたします。

付託されました議案第16号から議案第23号までの令和8年度予算議案を審査するため、3月9日に議場において特別委員会を開催し、総務文教分科会、産業厚生分科会を設置して審査することにいたしました。

分科会では、担当部課長に出席を求め、慎重なる審査がなされました。

また、3月12日に予算審査特別委員会を開催し、分科会座長からの報告を受けました。

以下、分科会ごとの審査結果を報告いたします。

初めに、総務文教分科会は、3月10日、11日の2日間、第2委員会室において、令和8年度大玉村一般会計予算の歳入全般及び歳出について、総務部、出納室、教育委員会の所管に関する予算並びに他の分科会の所管に属さない事項の予算、令和8年度大玉村玉井財産区特別会計予算、令和8年度大玉村土地取得特別会計予算について審査を行いました。

総務部については、①これまで様々な改善が図られてきているが、引き続き各種事業の周知方法の工夫を図り、より多くの村民が利活用できるよう努められたい。②台湾交流事務事業については、ホストファミリーの確保などに課題が見受けられる。教育委員会や学校と連携を図りながら、今後の交流を深められるよう努められたい。

教育部については、①ふるさとホール管理運営事務事業については、村内外から寄贈された貴重な文化財資料が増えていることから、適切に保管できる場所の確保を検討されたい。

これらの経過を踏まえ、採決を行った結果、全委員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたとの報告がありました。

次に、産業厚生分科会は、3月10日、11日の2日間、第1委員会室において、令和8年度大玉村一般会計予算の歳出のうち、住民福祉部、産業建設部及び農業委員会の所管に関する予算、令和8年度大玉村国民健康保険特別会計予算、令和8年度大玉村介護保険特別会計予算、令和8年度大玉村後期高齢者医療特別会計予算、令和8年度大玉村水道事業会計予算、令和8年度大玉村農業集落排水事業会計予算について審査を行いました。

住民福祉部については、①乳幼児健診における尿中塩分検査や食事指導は、生活習慣病予防対策として大きな意味を持つことから、広く村民に減塩を啓発し、健康長寿の取組の柱とされたい。②介護予防の重要性が広く知られている。村で行われている生きがいデイサービスや元気づくり会も大きな役割を果たしているが、より充実したものとするための方策を検討されたい。③自主防災組織は地域コミュニティーづくりの核となることから、組織づくり支援の充実に取り組みされたい。

産業建設部については、①スマートインターチェンジ設置の取組とともに、将来を見据えた周辺整備や安全対策に努められたい。②支障木対策は個人や村が行うべきものと、それぞれに重要だが、個々の状況に応じて柔軟に対応されたい。③村の基幹産業の農業において、特に米は重要である。ブランド米を柱に、大玉村産米全体の知名度向上や底上げにつながる取組を進められたいとし、付託された全ての案件について、全委員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたとの報告がありました。

以上、予算審査特別委員会において慎重に審査した結果、付託された議案第16号から議案第23号までの全ての議案について、全委員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上のとおり、予算審査特別委員会審査結果の報告といたします。

令和8年3月16日

大玉村議会議長 館 下 憲 一 殿

予算審査特別委員会委員長 菅 原 貴 子

以上です。

○議長（館下憲一） ただいま予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

特別委員会委員長報告に対する質疑につきましては、議会の運営に関する基準第

97の規定に基づき、省略することといたしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

◇

◇

◇

○議長(館下憲一) 日程第11、議案第16号から議案第23号までの各議案について、順次討論並びに採決を行います。

議案第16号「令和8年度大玉村一般会計予算について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は原案可決です。

本案について予算審査特別委員会委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号「令和8年度大玉村国民健康保険特別会計予算について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は原案可決です。

本案について予算審査特別委員会委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号「令和8年度大玉村玉井財産区特別会計予算について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は原案可決です。

本案について予算審査特別委員会委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号「令和8年度大玉村土地取得特別会計予算について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は原案可決です。

本案について予算審査特別委員会委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号「令和8年度大玉村介護保険特別会計予算について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は原案可決です。

本案について予算審査特別委員会委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号「令和8年度大玉村後期高齢者医療特別会計予算について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は原案可決です。

本案について予算審査特別委員会委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 2 2 号「令和 8 年度大玉村水道事業会計予算について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

これより議案第 2 2 号を採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は原案可決です。

本案について予算審査特別委員会委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 2 3 号「令和 8 年度大玉村農業集落排水事業会計予算について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

これより議案第 2 3 号を採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は原案可決です。

本案について予算審査特別委員会委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（館下憲一） 日程第 1 2、請願第 1 号「最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書」の提出について」を議題といたします。

本件について、付託いたしました産業厚生常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。6 番。

○産業厚生常任委員会委員長（斎藤信一） 産業厚生常任委員会報告。

議長の命によりまして、産業厚生常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る 3 月 3 日の本会議において、産業厚生常任委員会に付託されました請願第 1 号「最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書」の提出についてを審査するため、3 月 3 日午後 2 時 5 5 分より第 1 委員会室において渡邊初治委員欠席のほか全委員が出席し、さらに参考意見の聞き取りのため、産業建設部長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

物価高騰に苦しむ中小企業・小規模事業者の経営は大変だ、労働者の賃金を上げる

には社会保険料の事業主負担分の減免や給付型支援などの賃上げに向けた環境整備が必要であるなどの意見が出され、慎重に審査した結果、全委員一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上のおり、産業厚生常任委員会に付託されました本請願についての審査結果の報告といたします。

令和8年3月16日

大玉村議会議長 館 下 憲 一 殿

産業厚生常任委員会委員長 斎 藤 信 一

○議長（館下憲一） 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

請願第1号「最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書」の提出について」を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択です。

お諮りいたします。

本請願について討論を省略し、委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、本請願は委員長報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 日程第13、請願第2号「「院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書」の提出について」を議題といたします。

本件について、付託いたしました産業厚生常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。6番。

○産業厚生常任委員会委員長（斎藤信一） 産業厚生常任委員会報告。

議長の命によりまして、産業厚生常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る3月3日の本会議において、産業厚生常任委員会に付託されました請願第2号「「院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書」の提出について」を審査するため、3月3日午後2時55分より第1委員会室において渡邊初治委員欠席のほか全委員が出席し、さらに参考意見の聞き取りのため、住民福祉部長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

物価が上がる中、多くの現場が赤字経営に苦しんでいる、仕事に見合う報酬がなく低賃金に抑えられていることが人手不足につながっているなどの意見が出され、慎重に審査した結果、全委員一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上のとおり、産業厚生常任委員会に付託されました本請願についての審査結果の報告といたします。

令和8年3月16日

大玉村議会議長 館 下 憲 一 殿

産業厚生常任委員会委員長 齋 藤 信 一

○議長（館下憲一） 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

請願第2号「「院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書」の提出について」を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択です。

お諮りいたします。

本請願について討論を省略し、委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、本請願は委員長報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 日程第14、陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について」を議題といたします。

本件について、付託いたしました産業厚生常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。6番。

○産業厚生常任委員会委員長（齋藤信一） 産業厚生常任委員会報告。

議長の命によりまして、産業厚生常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る3月3日の本会議において、産業厚生常任委員会に付託されました陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について」を審査するため、3月3日午後2時55分より第1委員会室において渡邊初治委員欠席のほか全委員が出席し、さらに参考意見の聞き取りのため、産業建設部長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

賃金以上に物価が上がっており賃上げの実感がない、賃上げは働く意欲につながる、去年の最低賃金の発効時期が1月にずれ込んだことで、本来賃上げがあるはずの10月から12月に賃上げの恩恵を受けられなかった方も大勢いるなどの意見が出され、慎重に審査した結果、全委員一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上のとおり、産業厚生常任委員会に付託されました本陳情についての審査結果の報告といたします。

令和8年3月16日

大玉村議会議長 館 下 憲 一 殿

産業厚生常任委員会委員長 斎 藤 信 一

○議長（館下憲一） 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について」を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択です。

お諮りいたします。

本陳情について討論を省略し、委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、本陳情は委員長報告のとおり決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 日程第15、陳情第2号「全国学力・学習状況調査の悉皆実施中止を求める意見書送付を求める陳情」を議題といたします。

本件について、付託いたしました総務文教常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。9番。

○総務文教常任委員会委員長（佐原佐百合） 総務文教常任委員会報告。

議長の命によりまして、総務文教常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る3月3日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました陳情第2号「全国学力・学習状況調査の悉皆実施中止を求める意見書送付を求める陳情」を審査するため、3月3日午後2時55分より第2委員会室において全委員が出席し、さらに参考意見の聞き取りのため、教育部長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

本陳情について、子どもたちの学力の状況を把握することは重要であるが、事前準備や児童生徒への指導対応などが教員の負担になるのではないかとの意見がありました。一方、学力の状況を全国や県と比較する指標となっていることから、授業改善や教員の指導力向上につながっているとの意見も出されました。

これらの意見を踏まえ、慎重に審議し、採決を行った結果、全委員一致をもって不採択とすべきものと決定いたしました。

以上のとおり、総務文教常任委員会に付託されました陳情についての審査結果の報告といたします。

令和8年3月16日

大玉村議会議長 館 下 憲 一 殿

総務文教常任委員会委員長 佐 原 佐百合

○議長（館下憲一） 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

陳情第2号「全国学力・学習状況調査の悉皆実施中止を求める意見書送付を求める陳情」を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択です。

お諮りいたします。

本陳情について討論を省略し、委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

よって、本陳情は委員長報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長(館下憲一) 日程第16、陳情第3号「東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情」を議題といたします。

本件について、付託いたしました総務文教常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。9番。

○総務文教常任委員会委員長(佐原佐百合) 総務文教常任委員会報告。

議長の命によりまして、総務文教常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る3月3日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました陳情第3号「東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情」を審査するため、3月3日午後2時55分より第2委員会室において全委員が出席し、さらに参考意見の聞き取りのため、総務部長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

本陳情について、職員が政党機関紙を購読している実態はあるものの、心理的な圧力などの問題は生じていないこと、庁舎管理規則に違反する行為も確認されず、業務にも支障を来していないことなどの意見が出されました。

これらを踏まえ、慎重に審議し、採決の結果、全委員一致をもって不採択とすべきものと決定いたしました。

以上のとおり、総務文教常任委員会に付託されました陳情についての審査結果の報告といたします。

令和8年3月16日

大玉村議会議長 館 下 憲 一 殿

総務文教常任委員会委員長 佐 原 佐 百 合

○議長(館下憲一) 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（館下憲一） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

陳情第3号「東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情」を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択です。

お諮りいたします。

本陳情について討論を省略し、委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、本陳情は委員長報告のとおり決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長（館下憲一） 日程第17、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から会議規則第75条の規定に基づき、既にお配りいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（館下憲一） 次に、追加議事日程を配付いたします。（追加議事日程 配付）

配付漏れございませんか。（なし）

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議案第28号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第29号「区長代理の委嘱について」、議員発議第1号「大玉村議会基本条例の一部を改正する条例について」、議員発議第2号「議会広報編集特別委員会廃止に関する決議について」、議員発議第3号「議会広報広聴特別委員会設置に関する決議について」、議員発議第4号「最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書について」、議員発議第5号「院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書について」、議員発議第6号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について」、安達地方広域行政組合議会議員の選挙が提出されました。

お諮りいたします。

議案第28号から議案第29号まで、議員発議第1号から議員発議第6号まで及び安達地方広域行政組合議会議員の選挙をそれぞれ順番に日程に追加し、追加日程第1から追加日程第9として議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

よって、議案第28号から議案第29号まで、議員発議第1号から議員発議第6号まで及び安達地方広域行政組合議会議員の選挙をそれぞれ順番に日程に追加し、追加日程第1から追加日程第9として議題とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(館下憲一) 追加日程第1、議案第28号及び追加日程第2、議案第29号を一括上程いたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局。

○書記(牧野敏雄) 別紙議案書により朗読。

○議長(館下憲一) 事務局職員の朗読が終わりました。

村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(押山利一) 令和8年第2回大玉村議会定例会追加議案の提案理由の説明を申し上げます。

追加提案しますのは、条例制定案1件、人事案件1件、合計2件であります。

それでは、議案第28号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、商工会の運営体制の安定確保及び事業の円滑な継続のため、行政経験を有する職員を派遣することは、地域経済の振興に資するものとの考えから、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第2条第1項の規定に基づき、大玉村商工会に対し職員の派遣が可能となるよう条例の一部改正を行うものであります。

続きまして、議案第29号、区長代理の委嘱について。

令和8年3月31日で任期満了となる現職の区長及び区長代理について、令和8年3月9日付で大玉16区区長代理の選任の報告がありましたので、大玉村区長等設置条例第2条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上のとおり提案理由の説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(館下憲一) 提案理由の説明が終わりました。

◇

◇

◇

○議長(館下憲一) 追加日程第1、議案第28号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第28号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 追加日程第2、議案第29号「区長代理の委嘱について」を議題といたします。

質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第29号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 追加日程第3、議員発議第1号「大玉村議会基本条例の一部を改正する条例について」を上程いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。6番。

○6番（斎藤信一） 議員発議第1号「大玉村議会基本条例の一部を改正する条例について」、地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和8年3月16日

大玉村議会議長 館 下 憲 一 殿

提出者 大玉村議会議員 斎 藤 信 一

賛成者 大玉村議会議員 須 藤 軍 蔵

それでは、提案理由を申し上げます。

大玉村議会は、平成20年に全国の村議会の中で先駆けて議会基本条例を制定し、これまで議会活性化検討会を中心に議会のあるべき姿を求め、全議員で取り組んでまいりました。

このたび、大玉村議会は、村民に見える議会、次代を担う子どもたちや若者に関心を持ってもらう議会を目標に掲げることを全会一致で決定いたしましたので、これを

前文に明記し、前文を改めるものであります。

条文の主な改正は、災害時の議会の対応について加え、広報だけではなく広聴機能の充実も図ることなどです。

なお、この条例は、公布の日から一部を改正するものであります。

何とぞ趣旨にご賛同賜りますようお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長（館下憲一） 議員発議第1号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 追加日程第4、議員発議第2号「議会広報編集特別委員会廃止に関する決議について」及び追加日程第5、議員発議第3号「議会広報広聴特別委員会設置に関する決議について」は関連がありますので、一括して上程いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。3番。

○3番（渡邊初治） 議員発議第2号「議会広報編集特別委員会廃止に関する決議」、議員発議第3号「議会広報広聴特別委員会設置に関する決議について」、地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年3月16日

大玉村議会議長 館 下 憲 一 殿

提出者 大玉村議会議員 渡 邊 初 治

賛成者 大玉村議会議員 佐 原 佐百合

それでは、提案理由を申し上げます。

議会広報編集特別委員会は、所期の目的を達成したので廃止し、今後は議会広報広聴特別委員会において、議長を除く全議員でもって、広報だけでなく広聴機能の強化を図るため、議会広報広聴特別委員会を設置する決議であります。

何とぞ趣旨にご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（館下憲一） 議員発議第2号及び議員発議第3号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

議員発議第2号及び議員発議第3号について討論を省略し、一括して採決するにご

異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

よって、これより議員発議第2号及び議員発議第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

よって、議員発議第2号及び議員発議第3号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(館下憲一) ここで、議会広報広聴特別委員会の名簿を配付いたします。(名簿配付)

配付漏れございませんか。(なし)

議会広報広聴特別委員会委員の班編成について、事務局長より報告させます。事務局長。

○議会事務局長(矢崎由美) 命によりご報告いたします。

議会広報広聴特別委員会班編成についてご報告いたします。

広報班、1番三瓶賢一議員、5番渡邊啓子議員、9番佐原佐百合議員、11番武田悦子議員。

広聴班、3番渡邊初治議員、4番菅原貴子議員、6番斎藤信一議員、7番松本昇議員、8番本多保夫議員、10番須藤軍蔵議員。

以上、報告といたします。

○議長(館下憲一) 議会広報広聴特別委員会委員については、ただいま事務局長が報告したとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

ここで、委員会条例第8条第1項の規定に基づき、議会広報広聴特別委員会を招集いたしますから、直ちにご参集の上、委員会条例第7条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

なお、人選の結果については、議長に報告願います。

会場は議場で行います。

暫時休議します。再開は11時30分とします。

(午前11時10分)

◇

◇

◇

○議長(館下憲一) 再開いたします。

(午前11時30分)

◇

◇

◇

○議長(館下憲一) 議会広報広聴特別委員会委員長、副委員長の互選結果について、事務局長より報告させます。事務局長。

○議会事務局長（矢崎由美） 命によりご報告いたします。

議会広報広聴特別委員会委員長、11番武田悦子議員、副委員長、3番渡邊初治議員。

以上、報告といたします。

○議長（館下憲一） 議会広報広聴特別委員会委員長、副委員長については、ただいま事務局長が報告したとおり決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 追加日程第6、議員発議第4号「最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書について」を上程いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。5番。

○5番（渡邊啓子） 議員発議第4号「最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書について」

地方自治法第99条の規定により意見書を提出するため、別紙意見書案を会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年3月16日

大玉村議会議長 館 下 憲 一 殿

提出者 大玉村議会議員 渡 邊 啓 子

賛成者 大玉村議会議員 本 多 保 夫

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣

最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書（案）でございます。

福島県最低賃金は、令和8年1月1日から、時間額1,033円に引き上げられた。

福島地方最低賃金審議会では、今年度の最低賃金の引き上げが過去に例を見ない大きな引き上げであり、これまで以上に準備期間が必要であることから、発効日を例年より約3カ月遅らせた。また、同審議会の「答申」では、「福島県における中小企業・小規模事業者の経営は、エネルギー、原材料価格の高騰等により、依然として非常に厳しい実態にあることを踏まえ、最低賃金を引き上げやすい環境整備のために」、政府と福島県に対する要望をまとめている。

最低賃金の引き上げのためには、中小企業・小規模事業者に対する政府の抜本的支援が不可欠です。政府も「2020年代に全国平均1,500円」の達成に向け、最大限の取り組みを集中的に行う必要があると方針を示した経緯もあり、早急に進めることが求められている。

以上の趣旨により、以下の項目の早期実現を求める。

記

1. 最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者への支援策を抜本的に拡充・強化すること。

2. 中小企業・小規模事業者の強い要望である社会保険料事業主負担分の減免や給

付型支援などを実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月16日

福島県安達郡大玉村議会議長 館 下 憲 一

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（館下憲一） 議員発議第4号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 追加日程第7、議員発議第5号「院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書について」を上程いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。1番。

○1番（三瓶賢一） 議員発議第5号「院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書について」

地方自治法第99条の規定により意見書を提出するため、別紙意見書案を会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年3月16日

大玉村議会議長 館 下 憲 一 殿

提出者 大玉村議会議員 三 瓶 賢 一

賛成者 大玉村議会議員 斎 藤 信 一

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、こども家庭庁長官

院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書（案）

物価高騰は、国民生活を圧迫し、中小企業・小規模事業所に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。中でも、医療、介護、障害福祉、保育などの現場で働くケア労働者の労働実態が深刻さを増している。低水準に抑え込まれた賃金が人手不足を加速させ、現場の体制維持に大きな支障をきたし、事業所の倒産や休廃業もひろがっている現状である。

医療、介護、福祉、保育などのケア労働者は、資格が必要であることなど専門性が高く、いのちや健康、くらしを守る社会的役割の大きい仕事であるのにもかかわらず、

低賃金に留め置かれている。看護師は夜勤しても全産業平均に届かず、介護職場の賃金は他産業と比較して11万円低いことが明らかになっている。学童保育指導員は、会計年度任用職員も含め非正規雇用など不安定な雇用形態が圧倒的に多く、賃金引き上げの声さえ出しにくい状態で働いている。こうしたケア労働者の低い処遇・労働条件が人手不足に拍車をかけ、サービス提供にも影響を及ぼしている。

ケア労働者の賃金は、診療報酬や介護報酬、障害福祉サービス等報酬、保育の公定価格など、国が定めた基準をもとにして算定された「公定価格」に準拠している。しかし、「公定価格」は憲法で保障された「労働者とその家族が健康で文化的な生活」を送るために必要な生計費や専門性に基づいてではなく、前年実績などから見積もられているため、低賃金を強いる要因となっている。

今後、2026年度の診療報酬、2027年度の介護報酬、障害福祉サービス等報酬の改定などが予定されているが、安心して医療や介護、子育て支援などが受けられる持続可能な地域・社会を実現するためには、国の責任で、医療や介護、福祉事業所などの収入源、ケア労働者の賃金の原資となる「公定価格」の緊急の引き上げが必要である。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実施を求める。

記

1. 診療報酬や介護報酬などの公定価格について、物価高騰や人件費増を賄うことができる水準まで直ちに引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月16日

福島県安達郡大玉村議会議長 館 下 憲 一

以上です。

○議長（館下憲一） 議員発議第5号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 追加日程第8、議員発議第6号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について」を上程いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。11番。

○11番（武田悦子） 議員発議第6号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について」

地方自治法第99条の規定により意見書を提出するため、別紙意見書案を会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年3月16日

大玉村議会議長 館 下 憲 一 殿

提出者 大玉村議会議員 武 田 悦 子

賛成者 大玉村議会議員 渡 邊 啓 子

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、福島労働局長

朗読をもって説明とさせていただきます。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）

2025年の春季生活闘争においては、過去最高水準の賃金引き上げが実現したものの、物価高騰の影響により実質賃金は低下しており、個人消費の持ち直しには至っていない。

多くの人が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を得られてこそ、賃金・経済・物価を安定した巡航軌道に乗せることが可能になるものと考え、引き続き賃金引き上げの流れを定着させるとともに、物価の安定と実質賃金の改善に向けた取り組みを推進する必要がある。

そのためには、社会や産業・企業を維持・発展させる観点から、中長期を見据えた「人への投資」をより一層積極的に行うとともに、国内投資の促進及びサプライチェーン全体を視野に入れた産業基盤の強化を図ることにより、日本全体の生産性を引き上げ、交易条件及び国際収支を改善し、持続的な生活向上の実現を目指す必要がある。

さらには、人手不足を補うため、賃金引き上げを基本とした総合労働条件の改善及び地域経済の好循環を果たすことが政労使の役割であり、とりわけ、人口流出が課題となっている福島県において、最低賃金の引き上げとその早期発効に取り組むことは重要な政策であると考えます。

よって、本議会は福島県の一層の発展を図るため、「賃金の経済政策」となる福島県の最低賃金引き上げに関する次の事項について強く要望する。

1. 政府が2020年代に最低賃金の全国平均を1,500円に引き上げる目標を掲げていることを踏まえ、その達成に向け福島県最低賃金の継続的かつ着実な引き上げを行うこと。

2. 中小・零細企業においても最低賃金の引き上げが着実に行われるよう「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、関係省庁・福島県及び県内経済団体と連携し、価格転嫁を可能とする環境整備並びに支援策の周知徹底を図ること。

3. 最低賃金は人口移動との相関関係が示されていることから、労働力確保や人口流出抑制等、多様な政策誘導の一環として賃金の引き上げに取り組むこと。

4. 福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響を考慮し、10月1日までの早期発効に最大限配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月16日

福島県安達郡大玉村議会議員 館 下 憲 一

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（館下憲一） 議員発議第6号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 追加日程第9、安達地方広域行政組合議会議員の選挙を行います。

安達地方広域行政組合議会議員は、組合同約第5条第1項により、2名であります
が、第5条第2項により、議長及び議会から選挙された議員とありますので、議会から
選挙される議員の数は1名であります。

よって、ただいまより安達地方広域行政組合議会議員1名の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選とする
ことにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思ひます。ご異議ござい
ませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

（「議長」という声あり）

○議長（館下憲一） 7番。

○7番（松本 昇） 議長の指名もいいんですが、今までの安達広域の議員として、新人
議員が出て、その前のことは分かりませんが、私が最初議員になったときは、新人議
員がなるんだよというようなことで私もやらせてもらいました。

その後、斎藤議員もやりました。そして、今回は、それで館下議員も議長になっ
たので、議員は安達のあれは抜けたということで、今回また新しく議員出なきゃなら
ないんですが、私は別な方、議長がどなたを推薦するか分かりませんが、それによっ
ては私のほうも推薦したい人がおりますので、できれば新人議員が、今まで恒例として、

前のことは分かりませんが、私が議員になってからはそういう経過で来ておりますので、できれば新人議員になるのが理想かなと思います。

以上です。

○議長（館下憲一） 6番。

○6番（斎藤信一） 私からは、今、新人議員というお話あったんですけども、私1期目のときに行かせてもらって、やっぱり二本松市だったり本宮市だったり、何で大玉は新人ばかりよこすんだという話ももらっています。だから、その旨も踏まえて、そういうことです。

○議長（館下憲一） 再度お諮りしたいと思います。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

安達地方広域行政組合議会議員に6番斎藤信一君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した斎藤信一君を当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました斎藤信一君が当選されました。

ただいま安達地方広域行政組合議会議員に当選された斎藤信一君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

当選された安達地方広域行政組合議会議員の承諾の挨拶を求めます。6番。

○6番（斎藤信一） ただいま安達地方広域議員に選出されました斎藤信一です。

前回4年間やりました。そして、やっぱり安達広域の行政で動いている事業ですか、本当に私たちの生活に欠かせない事業がたくさんあります。しっかり村のことを考えて発言して、いいものにしていきたいと思うので、よろしく願いいたします。

○議長（館下憲一） 斎藤信一君の当選の承諾の挨拶が終わりました。

◇ ◇ ◇

○議長（館下憲一） 以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

ここで、3月末日をもって退任される武田正男副村長より挨拶をいただきたいと思えます。副村長。

○副村長（武田正男） 長かった3月定例会、本当にお疲れさまでした。そしてまた、全議案、同意、そして可決いただきましたこと、感謝を申し上げます。また、こういう形でスピーチをさせていただけること、大変ありがたく思っております。

先ほど議案の中で、菅野大佑さんが4月からの副村長というような形で同意いただきました。こう見てみますと、本当に若々しくていいなというふうに思いました。私

もなった当時はそういうような感じだったのかなと思いますが、もう既に70歳になりました。

顧みれば、昭和49年4月、大玉村役場に入庁しました。以来、職員として40年、副村長として12年、計52年勤めさせていただきました。長かったような短かったような、そんな気がします。

特に議会との関わりは、平成5年、初めて係長になりました。新任係長として併せて併任書記の辞令も頂きました。斎藤伝太郎議長から頂きました。平成5年、大変な年でありました。それから、平成5年、6年と、大変書記として苦労した覚えがございます。

それから、平成17年、2回目の併任書記というように形で務めさせていただきましたし、平成18年4月に課長になりました。新任課長として辞令を頂きました。それから数日後に臨時議会というようにことで、普通だったら6月議会までスパンあるんですけども、2日、3日後に臨時議会ということで、当時、ゼロ国債、国の発行によつての道路改良、恐らく町尻・当地内線の改良かなと思うんですが、そういう補正予算の編成がありました。そのときも新任課長として大変苦労した覚えがございます。当時、答弁はここで、座席で今は立って答弁しますけれども、ここに出てきてそれぞれ答弁するというような形でしたので、ここに立って大変緊張した覚えがございます。

平成5年の書記、そして平成18年の新任課長としての議会、本当に今思えば、すごい緊張はしましたけれども、本当に爽やかな、本当にやり遂げたというか、そういうふうな爽やかな気持ちになったことを覚えております。

今こうして52年を迎えて、ここ1年ぐらひは特に、目が二重に見えたりとか、ちょっと歩くのにつまずいたりとか、物事がよく聞こえなかったりとか、あと文書を見ても、一回で今まで理解できたのが、2度読み、3度読みするようなことになっております。そういう意味で、これはそろそろだなというふうに自分でも前から思っております。

今日の菅野さんの挨拶を見まして、その姿を見て、やっぱりこのほうがいいんだなというふうに改めて思いました。

そこで、今、自分の心境としては、本当に、老兵は死なず、ただ去りゆくのみ、消え去るのみですか、そういうような心境でございます。これは年寄りには去れという意味ではなくて、自分の役目、役割を終えたと、そういう人は潔く表舞台から去ると。そして、新しい人が入ってくると。組織はそうして生き返っていくと、持ち直していくと。そして、大玉村が今回4月以降、そういうような形で新しい組織の中で、大玉村をより高みに持ち上げていただければ大変ありがたいと。

そうした行政と、そして議会の皆様と、それぞれ車の両輪で切磋琢磨それぞれしながら大玉村を高みに持ち上げて、大玉村村民の負託に答えて、村民が安心して暮らせる地域社会づくりにより一層頑張りますよう心よりご期待申し上げて、最後に当たりましたの退任の挨拶とします。

本当に長い間お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（館下憲一） 副村長の挨拶が終わりました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和8年第2回大玉村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午前11時58分）